

栃木地方最低賃金審議会

議事録

議事要旨

(整理番号 0210)

第4回 栃木地方最低賃金審議会

令和2年8月21日 公開

開催日時	令和2年8月21日(金)	10時00分～10時55分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 栃木地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について 2 栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について 3 栃木県特定最低賃金の改正決定について(諮問) 4 その他 		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和2年度第4回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 — 公益代表委員の黒川委員が欠席。 委員15名中14名の出席があり、最低賃金審議会令第5条第2項により、3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 — 本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果8名の傍聴申込みがあり、8名が傍聴することを報告。</p> <p>それでは、今後の議事の進行につきまして、会長にお願いしたいと思います。</p>
杉田会長	<p>それではここから、私の方で議事を進めさせていただきます。 傍聴者の方は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するよ</p>

	<p>うにお願いします。</p> <p>なお、審議会の秩序を乱し、審議会の進行を妨げるものと認められる場合は退去していただくこともありますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは最初に、議題（１）の「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」ですが、事務局より、当審議会が８月５日に答申した意見を公示した結果について報告してください。</p>
事務局	<p>— 異議申出に関する経過、とちぎコープ労働組合及び佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオンの連名で、それぞれ異議申出書の提出があったこと、同意見書の意見内容の朗読、意見理由の朗読割愛をもって報告 —</p>
杉田会長	<p>ただ今報告のありましたとおり、当審議会の「栃木県最低賃金の改正決定に関する意見」に対しては、異議申出がなされております。</p> <p>本日は、この異議申出に関して、栃木労働局長より当審議会に対して諮問が行われます。</p> <p>それでは、局長お願いします。</p>
局長・会長	<p>— 諮問文手交 —</p>
杉田会長	<p>ただ今、栃木労働局長より、異議申出に関して諮問を受けました。事務局は諮問文（写）を全ての委員に配付して、確認のため朗読してください。</p>
事務局	<p>— 諮問文（写）を各委員に配付し朗読 —</p>
杉田会長	<p>ただ今の諮問を受け、異議申出に関する審議を行うことといたします。</p> <p>まずは、公・労・使それぞれの代表委員において、別室で協議していただき、その後、労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員の順で、御意見を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田会長	<p>それでは、公・労・使それぞれの代表委員は、協議室にて異議申出に関しての協議をお願いします。</p> <p>協議時間は10分程度といたします。</p> <p>事務局は、それぞれの代表委員を協議室にご案内してください。</p>
事務局	<p>— 公労使それぞれの代表委員を協議室に案内 —</p>

	<p>— 公労使それぞれの協議終了後、 それぞれの代表委員を審議会場に案内 —</p>
杉田会長	<p>それでは、協議の結果につきまして、労使それぞれの代表委員から御意見をお聴きしたいと思います。 まず、労働者代表委員から御意見をお願いいたします。</p>
菊嶋委員	<p>労働者代表委員で協議しました結果について、御報告いたします。 二つの団体の御意見・御主張の多くについては、労働者側が今回の審議会及び専門部会で主張してきた内容と同様であると考えています。 これまでの労側の主張としましては、パート労働者、契約社員、派遣社員など非正規労働者が雇用者全体の4割を占め、最低賃金近郊で働く労働者の労働条件改善に直結する法的最低賃金の重要性は増しており、どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準であるべきである。 また、今春闘においても労使の真摯な交渉を経て、賃上げが確実に行われている。この流れを最低賃金の改正により、労使関係のない労働者にも波及すべきであるという考えです。 さらには、最低賃金の最高額である1,013円でも、2,000時間働いても年収200万円程度にすぎず、日本の最低賃金は国際的に見ても最低に留まっている。 最低賃金は十分なセーフティーネットとして、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであるということを主張してきました。 今回、中賃の目安が示されなかったが、0ではないという考えの下で、今回審議に臨んできたところであります。 審議の状況においては、コロナ禍における今後の経済の見通し、不透明感、また、雇用の確保を最優先にすべきであるという議論の中で、最終公益の1円提示に従い、公労使で審議した結果であると考えています。 その結果につきましては、公労使が十分に審議した結果において8月5日付けの答申に至ったものであり、答申どおりとすることが適当であると考えております。</p>
杉田会長	<p>次に、使用者代表委員から御意見をお願いいたします。</p>
鈴木委員	<p>使用者代表委員で協議しました結果について、報告いたします。 審議会及び専門部会において、十分調査審議をした結果、8月5日の答申に至ったものであり、答申どおりとするのが適当と考えます。</p>
杉田会長	<p>最後に、公益代表委員から御意見をお願いいたします。</p>

太田委員	<p>公益代表委員で協議した結果をお伝えします。</p> <p>異議申出の内容については、十分に審議をしてきた内容であると考えますので、答申どおりとすることが適当であるとの結論に達しました。</p>
杉田会長	<p>ただ今、公・労・使それぞれの代表委員から御意見をいただきました。いずれにつきましても、「これまでの審議において、今回、異議申出された御意見の内容も含めて十分に審議を尽くしており、その結果が8月5日の答申となったものであり、答申どおりとすることが適当」という御意見であったと思いますが、皆様よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田会長	<p>それでは、異議申出の諮問につきましては、「令和2年8月5日付けの答申どおり決定することが適当である」として、答申することとします。</p> <p>事務局は、異議申出の諮問に対する答申文（案）を作成してください。</p>
事務局	<p>— 答申文(案)作成 —</p>
杉田会長	<p>事務局は、答申文（案）を全ての委員に配付し、確認のため朗読してください。</p>
事務局	<p>— 答申文(案)配付の上、朗読 —</p>
杉田会長	<p>この答申文(案)について、御意見などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 意見等なし —</p>
杉田会長	<p>特に、御意見など無いようでしたら、この答申文（案）のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田会長	<p>それでは、答申文（案）のとおり決定します。</p> <p>お手元の答申文（案）の（案）を削除して、本日8月21日の日付を記入してください。</p> <p>事務局は、答申文とその写を作成して、配付してください。</p>
事務局	<p>— 答申文作成 —</p>

杉田会長	<p>それでは、栃木労働局長に答申いたします。 局長、お願いいたします。</p>
会長・局長	<p>— 答申文手交 —</p>
杉田会長	<p>ただ今、栃木県最低賃金の改正決定の審議会意見に対する異議申出に関して、栃木労働局長に答申いたしました。 当審議会における栃木県最低賃金の改正決定に係る調査審議は、これをもって終了となります。 なお、栃木県最低賃金専門部会については、同専門部会運営規程第10条に「審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。」と規定されておりますので、栃木県最低賃金専門部会は廃止となります。 続きまして、議題（2）の「栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について」です。 8月5日に開催されました第3回審議会において、塗料製造業を始めとした6つの産業に係る栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、栃木労働局長から諮問を受けました。 特定最低賃金の改正決定につきましては、労使それぞれのイニシアティブによるものであること、また、労使それぞれの合意形成を尊重するものとされておりますので、よろしく申し上げます。 早速、審議に入りますが、この栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、何か御意見などはございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
杉田会長	<p>特に御質問など無いようでしたら、6つの産業に係る栃木県特定最低賃金について、改正決定の必要を認めるということで、よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
杉田会長	<p>それでは、6つの産業に係る栃木県特定最低賃金については、「改正決定について必要性あり」として栃木労働局長に答申することとします。 それでは、事務局は答申文（案）を作成して、全ての委員に配付してください。</p>
事務局	<p>— 答申文（案）作成の上、配付 —</p>
杉田会長	<p>事務局は、確認のため答申文（案）を朗読してください。</p>

各代表委員	— 答申文(案)朗読 —
杉田会長	この答申文(案)について、御意見などございますか。
各代表委員	— 意見等なし —
杉田会長	御意見など無いようでしたら、この答申文(案)のとおり決定してよろしいでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
杉田会長	それでは、答申文(案)のとおり決定します。 お手元の答申文(案)の(案)を削除して、本日8月21日の日付を記入してください。 事務局は、答申文を作成してください。
事務局	— 答申文作成 —
杉田会長	それでは、栃木労働局長に答申いたします。 局長、お願いいたします。
会長・局長	— 答申文手交 —
杉田会長	続きまして、議題(3)の「栃木県特定最低賃金の改正決定について」です。 ただ今、6つの産業に係る栃木県特定最低賃金について、改正決定の必要を認める旨の答申を行いました。これにより、栃木労働局長から栃木県特定最低賃金の改正決定について諮問があります。 それでは局長、お願いいたします。
局長・会長	— 諮問文手交 — ただ今、局長より6つの産業に係る栃木県特定最低賃金の改正決定について、諮問を受けました。 事務局は、諮問文(写)を全ての委員に配付して、確認のため朗読してください。
事務局	— 諮問文(写)配付の上、朗読 —
杉田会長	ただ今の栃木県特定最低賃金の改正決定の諮問により、最低賃金法第25条第2項の規定に基づき、栃木県特定最低賃金専門部会を設置します。 今後、栃木県特定最低賃金の改正決定の調査審議については、栃木

	<p>県特定最低賃金専門部会において行い、その調査審議に当たっては、関係労使の意見聴取等の手続を行うこととなりますので、事務局より、特定最低賃金専門部会の労・使それぞれの代表委員推薦手続きと、関係労使の意見聴取等の手続きについて、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 推薦手続き及び意見聴取等の手続き説明 —</p>
杉田会長	<p>ただ今、御説明がありましたように、専門部会委員の推薦手続き、関係労使からの意見聴取手続き、いずれも期限があります。特に、専門部会委員の推薦手続きについては、期限が9月1日までと、短期間になりますので、御留意いただきたいと思えます。</p> <p>続きましては、専門部会に関して、次の2点をお諮りしたいと思います。</p> <p>1点目は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてです。</p> <p>専門部会の決議については、最低賃金審議会令第6条第5項において、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」ことを規定しております。</p> <p>当審議会においては、従前より、専門部会における決議が「全会一致」である場合に限り、これを適用することとしておりますが、今年度についてはいかがいたしましょうか。</p>
各代表委員	<p>— 例年どおり —</p>
杉田会長	<p>それでは、6つの産業に係る栃木県特定最低賃金、それぞれに設置する専門部会において、「全会一致」での決議となった場合に限り、審議会令第6条第5項を適用し、これを審議会の決議といたします。</p> <p>2点目は、栃木県特定最低賃金専門部会の運営規程(案)について、お諮りしたいと思います。</p> <p>事務局は、運営規程(案)を全ての委員に配付して、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>— 運営規程(案)を配付の上、説明 —</p>
杉田会長	<p>ただ今の運営規程(案)の説明について、御意見などございますか。</p>
各代表委員	<p>— 意見等なし —</p>
杉田会長	<p>御意見など無いようでしたら、運営規程は原案どおり決定いたします。</p> <p>この規程は、本日より施行いたしますので、お手元の運営規程(案)の(案)を削除し、附則の施行期日に令和2年8月21日の日付を記入してください。</p>

	次に議題（４）の「その他」ですが、委員の皆様、何かございますか。
各代表委員	— 意見、質問等なし —
杉田会長	特に無いようでしたら、事務局は今後の日程等について説明してください。
事務局	— 日程等説明 —
杉田会長	ただ今の説明について、御質問等はございますか。
各代表委員	— 意見、質問等なし —
杉田会長	御質問など無いようでしたら本日の審議会は終了となります。本日の審議会の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により公開することといたします。 議事録への署名を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかをお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。
各代表委員	— 労使それぞれの代表委員で協議 —
杉田会長	それでは、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員をお願いいたします。 最後に、局長より御挨拶があります。
局長	本日は、栃木県最低賃金の改正決定に係る異議申し出に関するの答申と、栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性についての答申をいただきました。 栃木県最低賃金の改正決定につきましては、本日の答申を踏まえ、栃木県最低賃金を1円引き上げ、「時間額854円、発効を10月1日」とする決定を行うことといたします。 決定後につきましては、10月1日の発効に向けて、広く県民の皆様への周知・広報に努め、発効後におきましては、この履行確保に努めて参ります。 また、栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性につきましては、私が、8月5日に諮問させていただきました、6つの産業とも「必要性あり」との答申をいただきました。 栃木地方最低賃金審議会の委員の皆様には、丁寧な御審議をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、本日、諮問させていただきました栃木県特定最低賃金の改正決定につきましても、労使のイニシアチブによる丁寧な御審議をお願いしたいと思っております。どう

杉田会長	<p>かよろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上で、第4回栃木地方最低賃金審議会の審議は全て終了しました。</p> <p>これをもちまして、本日の審議会を閉会といたします。</p>
------	---